

令和4年5月10日発行 通巻266号 (発行/一般社団法人西新井法人会)

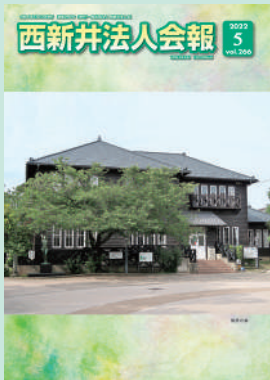
西新井法人会報

NISHIARAI HOJINKAI

2022
5
vol.266



関原の森



表紙
関原の森

目次

巻頭コラム「風」 「二つの青年部会」 源泉部会長 小林 満	2
西新井税務署・西新井納税六団体共催 確定申告早期提出「e-Tax利用推進」街頭PR	3
令和3年度報告	
令和3年度 事業概況報告書 令和3年度 事業実施報告	4
令和3年度 貸借対照表 令和3年度 正味財産増減計算書	5
令和3年度 財務諸表に対する注記 第46回通常総会のお知らせ	6
厚生委員会 法人会福利厚生制度利用案内 (一社)西新井法人会簡易保険会からのお知らせ	7
サービス事業委員会 会員向けサービス事業のご案内	8
加賀・鹿浜支部役員会	9
令和4年度 税制改正大綱	10~11
社会貢献委員会 未使用タオル回収協力をお願い	12
東京国税局協力 決算法人説明会動画配信のお知らせ	14
西新井法人会事務局新職員紹介 「とことん足立企業紹介サイト」終了のお知らせ	15
西新井税務署からのお知らせ	16~17
足立都税事務所からのお知らせ	18
警察だより 消防署だより	19
東京税理士会 決算法人説明会・新設法人説明会	20
催しものインフォメーション 表紙のことば／編集後記 税務無料相談室	21
訃報	22



二つの青年部会

源泉部会長
小林 満

巻頭コラム



小川 節子 書

この度、巻頭コラムに寄稿する機会を頂きました、源泉部会部会長を仰せつかっております小林でございます。

足立区で生まれ足立区で育ち、職場も足立区の自動車屋を継いで早40年、あつという間でした。そんな私ももう少しで還暦を迎えようとしています。

まだ私が高校生の時、たまたま友達が応募してくれたオーディションに受かり(最終審査で落ちました)、モデルの道に進もうとも考えた時期もありましたが断念しました。そして20歳の時に自動車屋を継ぐことを決心し、何の知識も無いまま一から自動車の勉強をして検査主任者の資格を取りました。35歳の時には地元の先輩に法人会の青年部・商工会議所の青年部・青年会議所に誘われましたが、いきなり3つ青年部に入会しても出席出来ず、逆にご迷惑をかけてしまうと思い、断腸の思いで青年会議所の青年部会のみをお断りさせて頂きました。

青年部に入会したお陰で、40歳の時には関原支部の副支部長として活動し、色々と勉強をさせて頂きました。当初はなかなか青年部に出席できず、当時の先輩方や仲間の皆様にご迷惑をかけてしまいましたが、あるきっかけで毎回出席をするようになりました。それは「仲間からの呼びかけ」です。「勉強になるし、スキルアップに繋がるから顔を出せよ」「面白いし、社会貢献にもなるから顔を出せよ」と、いつも誘ってくれて嬉しかったです。私も誘われた以上仲間の顔をつぶす訳にはいけないので、仕事が忙しくても出席するようになりました。ところが毎回

出席して経験を積む事により、これまでの思考が本当に稚拙だったと思われられ、とても恥ずかしく感じたのを今でも覚えています。仕事の事、経営の事、社会の事、遊びの事、全て学び直させて頂き、今の自分へとスキルアップが出来たのは2つの青年部のおかげでした。その頃は何も知らず恥をかいていましたが、その恥が今になってはとても大きな財産だと思っております。

「若い時は恥をかけ」と大先輩の教えです。「色んな事を経験しなさい」と言う意味だと思いますが、大人になった今はなるべく恥をかきたくないですよね(笑)。

青年部時代、仲間と共に培ってきた様々な経験を基に、東商青年部は幹事長を2年、法人会青年部では幹事を6年歴任しました。現在は青年部会を卒業し、東商の親会ではサービス産業分科会の副分科会長を、法人会では関原支部副支部長8年、サービス事業副委員長8年、源泉部会幹事8年、加賀鹿浜支部長4年を歴任し、今年度より源泉部会長を拝命致しました。

経験を積む事により皆様から信用されるようになり、それに応えようと努力をした結果、更にスキルアップをしてまいりました。これからもその気持ちを忘れずに会社や社員・地域や社会の為にも頑張っていきたいと考えております。

一方、新型コロナウイルス感染拡大により法人会活動が行えない状態が続いておりますが、一日も早く終息する事を願うと共に、皆様方のご健勝と益々のご活躍をお祈り申し上げます。

西新井税務署・西新井納税六団体共催 確定申告早期提出「e-Tax利用推進」街頭PR



西新井大師門前の横断幕



Ario西新井正面入口



西新井税務署正面入口



Ario西新井懸垂幕

令和3年度 事業概況報告書

令和3年の日本経済は、年初からの9ヵ月間のうち実に8ヵ月弱が新型コロナウイルスの感染症拡大の影響を受けた緊急事態宣言下となり、景気は落ち込みと持ち直しを繰り返し、東京2020オリンピックが無観客で行われた事により景気押し上げ効果は限定的、1年を通してみれば停滞が続いたという表現が適当だと思われます。

なかでも、飲食や宿泊などサービス分野を中心に個人消費の低迷が顕著であり、回復が先行していた輸出も、部品不足による自動車生産の落ち込みやコロナウイルス感染症再拡大を受けた海外景気の減速により、夏場以降は減少に転じました。こうした状況を受けて、設備投資も年後半には停滞しました。

一方暮れにかけての日本経済は、新型コロナウイルス感染症が収束したかのように思われ、個人消費も急速に持ち直し一時的に明るさが戻りました。特に百貨店やコンビニ、飲食、旅行・交通、レジャー施設が好調となり、輸出に関しても自動車生産の正常化に伴い持ち直し、設備投資の先行指標は復調の兆しを示しました。

しかしながら令和4年を迎えると、再び年初から新型コロナウイルス感染症のオミクロン株が猛威を振るい始め、人の動きが大きく抑制された事により個人消費は大幅に減速しました。急拡大したオミクロン株の流行は2月中旬にピークアウトした模様でしたが、まん延防止等重点措置が各都道府県で実施・延長され、飲食店の時短営業要請などの行動制限が続きました。そんな中、オミクロン株に続き、ウクライナ情勢が新たな懸念材料として浮上しました。そして2月24日にはロシアによるウクライナへの軍事侵攻が開始されました。これに対し、日本を含む主要先進国が決めた対ロシア経済制裁の影響は、原油や天然ガスなどエネルギー資源価格の急騰を招き、物流網の分断による物品の供給停止などを引き起こしました。漸くコロナ禍より抜け出そうとしていた内外経済にとって大きな打撃を与える事となりました。

こうした状況下、本会は「法人会の基本的指針」に則り、令和3年度事業計画の諸事業を達成するため、最善の努力を傾注して参りました。

組織拡大事業は、コロナ禍の状況により思うようには進展しませんでした。令和4年3月末現在、稼働法人数7,123社、会員数5,386社、加入率75.6%という会員数5,000社以上の大規模法人会の中にあって、22年連続で加入率が全国第1位を維持することができました。

研修事業では10月27日に、西新井税務署より菊池孝次署長を招いて「税に関するおもしろ話」と題した講演会を開催し、コロナ禍の参加者人数制限はありましたが、有意義且つ興味深いご講演を拝聴することができました。その他の事業につきましては、本年度も新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、社会貢献委員会、青年部会、女性部会が共催で毎年社会貢献事業の一環として参加している「足立区民まつり」は中止となり、加えて、「第9回恋活パーティー」、「第43回法人会研修会」、「第26回法人会ゴルフ大会」そして「舎人公園千本桜まつり」までが、延期または中止という自粛を余儀なくされました。

第45回通常総会の決議に基づく諸事業につきましては、上記のような背景により計画通り遂行する事が出来ませんでした。しかしながら、税務当局には随所に亘り適切なご指導を頂きましたこと、また、法人会会員各位には絶大なご理解とご協力を頂きましたことに深く感謝申し上げる次第です。

令和3年度 事業実施報告

会報発行状況について					行事回数及び参加人員数			
第 262 号	20 ページ	令和 3 年	5 月 10 日	5,500 冊	理事会	4 回	延	238 名
第 263 号	24 ページ	令和 3 年	9 月 5 日	5,500 冊	委員会	40 回	延	983 名
第 264 号	20 ページ	令和 3 年	11 月 5 日	5,500 冊	源泉部会	11 回	延	298 名
第 265 号	28 ページ	令和 4 年	1 月 11 日	5,500 冊 (カラー)	青年部会	9 回	延	117 名
			合計	22,000 冊	女性部会	12 回	延	151 名
税務無料相談室の利用状況					新設・決算法人説明会	3 回	延	29 名
西新井税務経理指導所との契約相談件数				32 件	全法連	8 回	延	14 名
会員異動に関する事項					東法連	18 回	延	18 名
令和 3 年 4 月 1 日				5,350 社	六団体長会、税務連絡協議会	12 回	延	26 名
入 会				125 社	その他会議、研修会等	7 回	延	3,829 名
退 会				89 社	ブロック会	26 回	延	244 名
純 増				36 社	支部会	71 回	延	661 名
令和 4 年 3 月 31 日 現在				5,386 社	合 計	221 回	延	6,608 名

令和3年度 貸借対照表

令和4年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減	科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部				II 負債の部			
1. 流動資産				1. 流動負債			
現金預金	39,751,653	34,931,034	4,820,619	預り金	808,752	718,189	90,563
前払金	12,160	12,160	0	未払法人税等	179,300	323,300	△144,000
流動資産合計	39,763,813	34,943,194	4,820,619	流動負債合計	988,052	1,041,489	△53,437
2. 固定資産				2. 固定負債			
(1) 基本財産				長期借入金	41,427,810	52,682,102	△11,254,292
定期預金	5,000,000	5,000,000	0	仮受金	70,000	70,000	0
基本財産合計	5,000,000	5,000,000	0	固定負債合計	41,497,810	52,752,102	△11,254,292
(2) 特定資産				負債合計	42,485,862	53,793,591	△11,307,729
什器備品購入積立預金	3,000,000	1,000,000	2,000,000	III 正味財産の部			
建物減価償却引当預金	17,526,351	17,526,351	0	1. 基金			
特定資産合計	20,526,351	18,526,351	2,000,000	基金	0	0	0
(3) その他固定資産				2. 指定正味財産			
建物	48,242,549	52,154,173	△3,911,624	指定正味財産合計	0	0	0
建物付属設備	3,709,973	4,275,826	△565,853	3. 一般正味財産			
構築物	1	1	0	(1) 代替基金	0	0	0
什器備品	122,883	179,360	△56,477	(2) その他一般正味財産	320,291,498	306,697,104	13,594,394
土地	245,141,299	245,141,299	0	一般正味財産合計	320,291,498	306,697,104	13,594,394
電話加入権	240,491	240,491	0	(うち基本財産への充当額)	5,000,000	5,000,000	0
出資金	30,000	30,000	0	(うち特定資産への充当額)	20,526,351	18,526,351	2,000,000
その他固定資産合計	297,487,196	302,021,150	△4,533,954	正味財産合計	320,291,498	306,697,104	13,594,394
固定資産合計	323,013,547	325,547,501	△2,533,954	負債及び正味財産合計	362,777,360	360,490,695	2,286,665
資産合計	362,777,360	360,490,695	2,286,665				

令和3年度 正味財産増減計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減	科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部				水道光熱費	1,307,752	1,145,501	162,251
1. 経常増減の部				賃借料	1,588,474	1,588,261	213
(1) 経常収益				保険料	771,526	701,516	70,010
基本財産運用益	100	500	△400	諸謝金	442,800	450,000	△7,200
基本財産受取利息	100	500	△400	租税公課	1,678,247	1,928,953	△250,706
受取会費	51,642,100	52,762,700	△1,120,600	租税公課2	170,600	761,100	△590,500
一般受取会費	49,867,300	50,902,700	△1,035,400	諸会費	358,500	128,500	230,000
部会受取会費	1,774,800	1,860,000	△85,200	支払利息	485,658	546,265	△60,607
事業収益	10,436,438	8,379,974	2,056,464	委託費	1,365,974	1,660,814	△294,840
研修事業収益	565,500	161,500	404,000	広告宣伝費	531,960	535,260	△3,300
広告事業収益	2,681,500	2,618,500	63,000	渉外費	962,260	925,723	36,537
簡易保険取扱手数料収益	185,595	254,118	△68,523	慶弔費	859,500	741,830	117,670
東京都中小企業共済手数料収益	1,146,177	688,554	457,623	表彰費	615,214	1,438,021	△822,807
厚生事業委託収益	984,781	880,027	104,754	リース料	1,518,242	2,108,398	△590,156
会館賃貸収益	2,444,000	1,400,000	1,044,000	新聞図書費	99,711	101,574	△1,863
複写機事業取扱手数料収益	813,847	678,708	135,139	支払手数料	1,084,571	1,052,181	32,390
特別団体保険収益	405,278	397,567	7,711	顧問料	990,000	1,023,000	△33,000
通信回線代行収益	128,260	135,300	△7,040	雑費	84,486	298,535	△214,049
ETC取扱手数料	1,081,500	1,165,700	△84,200	経常費用計	71,383,101	73,570,568	△2,187,467
受取補助金等	18,427,593	19,343,498	△915,905	評価損益等調整前当期経常増減額	13,773,694	16,265,925	△2,492,231
受取全法連助成金	17,432,000	17,888,500	△456,500	評価損益等計	0	0	0
受取東法連助成金	995,593	1,454,998	△459,405	当期経常増減額	13,773,694	16,265,925	△2,492,231
受取負担金	761,400	71,000	690,400	2. 経常外増減の部			
受取負担金	761,400	71,000	690,400	(1) 経常外収益			
業務委託収益	450,000	450,000	0	経常外収益計	0	0	0
業務委託収益	450,000	450,000	0	(2) 経常外費用			
雑収益	3,439,164	8,828,821	△5,389,657	経常外費用計	0	0	0
受取利息	2,619	3,191	△572	当期経常外増減額	0	0	0
雑収益	3,225,632	8,608,124	△5,382,492	税引前当期一般正味財産増減額	13,773,694	16,265,925	△2,492,231
損保協力謝金	210,913	217,505	△6,592	法人税、住民税及び事業税	179,300	323,300	△144,000
簡保受取利息	0	1	△1	当期一般正味財産増減額	13,594,394	15,942,625	△2,348,231
経常収益計	85,156,795	89,836,493	△4,679,698	一般正味財産期首残高	306,697,104	290,754,479	15,942,625
(2) 経常費用				一般正味財産期末残高	320,291,498	306,697,104	13,594,394
事業費	71,383,101	73,570,568	△2,187,467	II 指定正味財産増減の部			
給料手当	27,252,197	26,227,156	1,025,041	受取補助金等	17,432,000	17,888,500	△456,500
福利厚生費	6,070,422	4,987,974	1,082,448	受取全法連助成金	17,432,000	17,888,500	△456,500
会議費	6,472,683	4,436,279	2,036,404	一般正味財産への振替額	△17,432,000	△17,888,500	456,500
研修費	131,800	0	131,800	一般正味財産への振替額	△17,432,000	△17,888,500	456,500
旅費交通費	6,600	60,300	△53,700	当期指定正味財産増減額	0	0	0
旅費交通費共通	905,179	889,486	15,693	指定正味財産期首残高	0	0	0
通信運搬費	366,618	533,889	△167,271	指定正味財産期末残高	0	0	0
共通通信運搬費	1,873,340	1,429,696	443,644	III 基金増減の部			
減価償却費	4,533,954	4,544,709	△10,755	当期基金増減額	0	0	0
消耗品費	1,707,645	2,267,463	△559,818	基金期首残高	0	0	0
修繕費	3,976,497	7,994,506	△4,018,009	基金期末残高	0	0	0
印刷製本費	3,170,691	3,063,678	107,013	IV 正味財産期末残高	320,291,498	306,697,104	13,594,394

令和3年度 財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却について
建物、建物付属設備、ソフトウェアについては定額法、その他の減価償却資産については定率法により償却している。
- (2) 消費税の会計処理
消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	5,000,000	0	0	5,000,000
小 計	5,000,000	0	0	5,000,000
特定資産				
什器備品購入積立預金	1,000,000	2,000,000	0	3,000,000
建物減価償却引当預金	17,526,351	0	0	17,526,351
小 計	18,526,351	2,000,000	0	20,526,351
合 計	23,526,351	2,000,000	0	25,526,351

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	うち指定正味財 産からの充当額	うち一般正味財 産からの充当額	うち負債に 対応する額
基本財産				
定期預金	5,000,000	0	(5,000,000)	0
小 計	5,000,000	0	(5,000,000)	0
特定資産				
什器備品購入積立預金	3,000,000	0	(3,000,000)	0
建物減価償却引当預金	17,526,351	0	(17,526,351)	0
小 計	20,526,351	0	(20,526,351)	0
合 計	25,526,351	0	(25,526,351)	0

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	118,415,054	70,172,505	48,242,549
建物付属設備	10,119,749	6,409,776	3,709,973
構築物	200,000	199,999	1
什器備品	4,068,682	3,945,799	122,883
合 計	132,803,485	80,728,079	52,075,406

附属明細書

基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細については、「財務諸表に対する注記」の「2.基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載のとおりである。

第46回 通常総会のお知らせ

すがすがしい風がそよぎ、若葉輝く季節となりましたが、会員の皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当法人会の運営につき格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

つきましては、下記により第46回通常総会を開催いたしますので、ぜひご出席くださいますようご案内申し上げます。

尚、会員の皆様には、既に別途往復はがきにてご案内をさせていただきました。

出欠席に関わらず、必ずご返信ください。(4月22日郵便にて発送済)

尚、ご欠席の場合は、委任状にご捺印の上、ご返送ください。

記

日程 令和4年5月30日(月)

場所 足立区栗原三丁目10番16号(税務署裏) 西新井法人会館2階ホール

内容 第46回通常総会 午後3時00分～

※ご出席を検討されている会員の皆様には、健康状態に留意いただき、無理をなされませぬようお願い致します。

※議案内容等詳細については、4月22日発送のはがきをご確認願います。

厚生委員会

法人会の福利厚生制度のご利用を！

「経営者大型総合保障制度」「ビジネスガード」「がん・医療保険」



厚生委員会
委員長 澤谷 義一

会員の皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素より法人会活動につきましては、格別なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、西新井法人会では福利厚生制度として、保険受託会社である大同生命保険(株)、AIG損害保険(株)、アフラックの制度商品をおすすめしております。

大同生命保険(株)及びAIG損害保険(株)の「経営者大型総合保障制度」や「ビジネスガード」は多くの企業に防衛対策、資金の準備対策等として活用されており、またアフラックの「がん・医療保険」は幅広いがん治療に対応しています。

多くの会員企業の皆様にご理解いただくために大同生命保険(株)、AIG損害保険(株)、アフラックの各推進員が訪問させていただくと思いますが、その際はご協力の程お願い申し上げます。

(厚生委員会 委員長 澤谷 義一)

大同生命



立松 冬蘭



新井 裕子



阿達 里美



松本 洋子



大谷 雅彦



和久 純子



関根 ゆうき



佐々木 夕莉



鈴木 理江



上田 真実



伊藤 知佳



大谷 彩佳



宮 万紀子

A I G



福嶋 千浩



渡辺 一美

アフラック



清水 浩司



島崎 昇久



安齋 敏隆

(一社)西新井法人会簡易保険会 からのお知らせ

簡易保険会は決済システム変更等により、

令和4年3月31日をもって解散しましたのでご報告致します。

創設から40年の長きにわたり、会員の皆様にご利用いただき誠にありがとうございました。

今後のお問い合わせにつきましては、お近くの郵便局までお願い致します。

サービス事業委員会

会員向けサービス事業のご案内



サービス事業委員会
委員長 小泉 公男

サービス事業委員会では、会員向けサービス事業として、会員企業様の様々な要望に応えられる各種事業を行っております。

今回、以下に各社の推進員紹介もさせていただきます。

支部役員会、税務研修会等を含め、会員の皆様と接する機会が増えると思います。会員企業のためのサービス事業ですので、何卒宜しくお願い申し上げます。

(サービス事業委員会 委員長 小泉 公男)

複写機等、OA機器の導入サポート

リステージ株式会社



田中 健一 坂田 陽光 西玉 靖 小林 英二 上野 勇一郎 松尾 直樹 齋藤 稜太

オーダースーツ 特別価格ご優待

エフワン株式会社



坂入 晴紀

総合火災共済 自動車総合共済 生命傷害共済 医療・傷害総合保障共済

東京都火災共済協同組合



小島 暁史 十亀 亮

外国人技能実習制度、 助成金診断・申請無料サポート

一般社団法人アソシエイト



福田 謙介 杉本 和俊

高速利用料金最適化サポート 法人会推奨 ETCカード発行サービス

ETC最適化窓口 サポートセンター



田中 真

医療保険・死亡保険等

メットライフ生命保険株式会社

法人会の



1日人間ドック型式 生活習慣病健診

くわしい内容等は、ご案内(封書)を
発送いたしますのでご参照下さい。



一般財団法人 全日本労働福祉協会 渉外部

東京支部 〒143-0016 東京都大田区大森北1-18-18

TEL (03) 5767-1714 (直通)

小規模事業者の強い味方!

マル経融資

(小規模事業者
経営改善資金)

マル経融資は商工会議所が、日本政策金融公庫に
推薦する無担保・保証人不要の公的融資制度です。
詳しくは下記へご連絡ください。

※会員、非会員問わず利用できます。
※その他、無料で税務・法律相談も実施しております。



お問い合わせ

東京商工会議所足立支部
☎ 3881-9200



2022年2月17日、ZOOMにて加賀鹿浜支部役員会を開催いたしました。

オンラインでの初開催ということで、若干のトラブルがあり少しバタバタしましたが、このご時世「オンライン」という手段は必須になってくるかも

しれません。

新しいことをするにはトラブルはつきものですが、オンラインでもしっかりと皆さんと意見交換ができたことは非常に有意義な試みだったと思います。

会員増強に関しても、役員会開催時点で9社(目標:10社)と報告がありましたが、翌日には小林支部長が兼ねてからアプローチしていた法人にご入会頂き、晴れて第4ブロックにて1番に目標を達成する事が出来

ました。

ご協力頂きました皆様には心より感謝を申し上げます。

今後、ZOOMを含めたWEB会議という形でも精力的に活動をしていきたいと考えています。

(加賀鹿浜支部 広報委員 前田 忠)



『西新井法人会報』制作に関する 印刷会社見積り参加のお願い

募集

西新井法人会では、年4回(奇数月発行)『西新井法人会報』を発行しております。このたび、下記により、印刷会社選定のために見積りを募集します。会員企業の中には、多数の印刷業の方々が活躍されていると存じますので、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

記

制作期間 第270号[令和5年5月発行]～
第277号[令和7年1月発行]
(奇数月発行)全8回

応募資格 一般社団法人西新井法人会の会員企業であること。

業者選定 広報委員会で審議の上、決定させていただきます。

発行部数 各号5,500部。

応募方法 募集要項を本年5月27日まで配付しておりますので、必ずお電話の上、ご来館ください。
※募集要項に従って、提出期限までに見積りを提出願います。

お問合せ 一般社団法人西新井法人会 広報委員会
〒123-0842 足立区栗原3-10-16
Tel.3852-2511 Fax.3852-4795

“足立区唯一の葬儀設備”が整っている

足立鹿濱會館葬儀社

足立区の葬儀屋唯一の葬儀設備・式場を持つ葬儀社です。
葬儀、密葬、家族葬、社葬、自由葬、音楽葬、神式葬、キリスト教などのお葬式。
谷塚斎場、町屋斎場など火葬場や集会場、自宅、家でのお葬式。
あせらず、慌てず。まずはご相談ください。ご葬儀のプロが24時間対応致します。
ご安心ください。信頼できるご葬儀の全てを安心の価格でお手伝い致します。
また、「葬儀ローン」も取り扱っていますので、ご相談ください。

24時間いざというときの為に

0120-084-622

お気軽にお電話ください。

内閣府認定 NPO 法人全国葬送支援協議会 東京本部指定葬儀社

足立鹿濱會館葬儀社

足立区鹿浜 6-37-1 (鳩ヶ谷街道沿い・血沼交番前)

●家族・親族様の宿泊施設完備 ●宗教宗派を問わず、どなたでもご利用できます
●霊安室完備 (ご自宅に安置できない方、病院から直接安置できます)

ホームページ <http://www.adachi-sk.co.jp>

令和4年度 税制改正大綱

－法人会の税制改正提言－

～電子取引に関する電子帳簿保存法は2年間の宥恕措置、 「交際費課税の特例」は延長されて従来どおり～

政府は、令和3年12月24日に令和4年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた「交際費課税の特例」は延長されて従来どおりの取り扱いとなり、「電子取引に関する電子帳簿保存の義務化」の適用は、2年間の猶予期間が設けられます。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■大法人向け所得拡大税制

比較する対象が、新規雇用者給与の比較から継続雇用者給与の比較へと変更になっています。今回の改正で、従来の計算方法に戻りました。

令和3年4月から令和4年3月までに開始する事業年度は、昨年の新規雇用者給与で比較の制度、令和4年4月以降開始する事業年度が、今年の改正です。

継続雇用者給与等支給額が、前年に比べて3%以上増加している場合	雇用者給与等支給増加額の15%を税額控除できます。
上記増加率が4%以上の場合	控除率が10%加算されます。
教育訓練費の額が20%以上増加の場合	控除率が5%加算されます。

最高で、雇用者給与等支給増加額の30%まで税額控除を受けられます。ただし、法人税額の20%までが上限となります。

■中小法人向け所得拡大税制

中小法人向けの所得拡大税制に関し、適用要件など基本的な仕組みは昨年同様ですが、上乗せの場合の最大控除率は、25%から40%へ大きく引き上げられています。

雇用者給与等支給額が、前年に比べて1.5%以上増加している場合	雇用者給与等支給増加額の15%を税額控除できます。
上記増加率が2.5%以上の場合	控除率が15%加算されます。
教育訓練費の額が10%以上増加の場合	控除率が10%加算されます。

最高で、雇用者給与等支給増加額の40%まで税額控除を受けられます。ただし、法人税額の20%までが上限となります。

■資産の貸付を主要な事業としていない事業者が、貸付用の少額資産を取得した場合における取得価額の損金算入制度の見直し

税法上は、下記のとおり

- ① 10万円未満の少額の減価償却資産については、全額損金として処理できる制度
 - ② 中小企業向けの少額減価償却資産で30万円未満のものについては、全額損金として処理できる制度
 - ③ 一括償却資産として、20万円までの減価償却資産について、3年間で均等償却できる制度
- の3つの制度がありますが、令和4年度税制改正では、

この制度について、資産の貸付けを主要な事業としていない事業者は、貸付け用の資産には利用できないこととなりました。

大綱からは開始時期が読み取れませんが、早ければ令和4年4月1日以降取得した資産から適用される可能性があります。

■隠蔽仮想行為の場合の損金不算入

隠蔽仮装行為に基づき確定申告書を提出している場合、又は確定申告書を提出していなかった場合に、確定申告書に記載しなかった費用について、下記の費用を除き損金算入できないこととなります。

- ① 帳簿書類などで、売上原価の額又は費用の額等起因となる取引が行われたこと及びこれらの額が明らかである場合
- ② 帳簿などで、売上原価の額又は費用の額等の取引の相手方が明らかである場合に、その取引が行われたことが明らかである場合又は推測される場合で、相手方に対する反面調査等により税務署長が認める額

令和5年1月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

所得税・住民税関係

■住宅ローン減税

住宅ローン減税については、令和7年12月31日までに入居した場合まで、4年間期限を延長します。ただし、控除率については1%から0.7%へと小さくなります。

一般の住宅の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和4年・5年	3,000万円	0.7%	13年
令和6年・7年	2,000万円		10年

認定住宅の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定長期優良住宅・認定低炭素住宅			
令和4年・5年	5,000万円	0.7%	13年
令和6年・7年	4,500万円		

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
ZEH水準省エネ住宅			
令和4年・5年	4,500万円	0.7%	13年
令和6年・7年	3,500万円		
省エネ基準適合住宅			
令和4年・5年	4,000万円	0.7%	13年
令和6年・7年	3,000万円		

※ZEHとは、ネット・ゼロ・エネルギーハウスのことであり、エネルギー収支がゼロとなる住宅です。

■認定住宅等の新築等をした場合の所得税特別控除

住宅ローン減税を適用しない場合の住宅取得減税は、2年間期限が延長され令和5年12月31日取得分まで利用できると共に、従来からの認定長期優良住宅、認定低炭素住宅に加えて、ZEH水準省エネ住宅にも適用されることになりました。控除対象限度額650万円、控除率10%は改正前と同様です。

■一定の法人が受ける配当等についての源泉徴収不要制度

一定の内国法人が支払いを受ける配当等で以下のものについて、所得税を課税しないこととして、源泉徴収を行わないこととなります。

令和5年10月1日以後に支払いを受ける配当等について適用されます。

①完全子法人株式等に係る配当等

②配当等の支払の基準日に、内国法人が直接保有する他の内国法人の株式等の発行済株式の総数に占める割合が3分の1超である場合の配当等

■上場株式等の配当について大口株主の変更

上場株式等に係る配当所得等の課税の特例について、従来は直接3%以上保有で大口株主の判定を行いましたが、配当を受ける個人と、(その個人を判定の基礎となる株主として選定した)同族会社を通じた保有がある場合に、合算して3%以上か否かを判定することになりました。

上場会社等が配当を行う際、株式保有割合が1%以上となる個人株主の氏名、個人番号、保有割合等を記載した報告書を、その支払の確定した日から1ヶ月以内に、所轄税務署長へ提出する必要があります。

いずれも令和5年10月1日以後の配当から適用されます。

消費税関係

■適格請求書発行事業者登録について

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができるようになります。従来は、令和5年10月1日の属する課税期間を過ぎてしまうと、課税事業者選択をした翌事業年度からしか適格請求書発行事業者になれませんでした。機動的に適格請求書発行事業者になることが可能となります。

■国外事業者の適格請求書発行事業者の登録に関する制限

事務所及び事業所等を国内に有しない国外事業者以外の者で、納税管理人を定めなければいけないこととされている事業者が、適格請求書発行事業者の登録申請の際に納税管理人を定めていない場合は、税務署長はその登録を拒否することができることとされます。また、登録を受けている事業者が納税管理人を定めていない場合は、税務署長はその登録を取消することができることとされます。

相続税・贈与税

■住宅取得資金の贈与税の非課税制度

直系尊属からの住宅取得資金の贈与税に対する非課税制度は令和5年12月31日までへと2年間延長されます。築年数要件は廃止し、受贈者の年齢要件は18歳以上に引き下げられます。非課税枠については、下記の通り500万円ずつ縮小されます。

耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋	1,000万円
上記以外の住宅用家屋	500万円

■事業承継税制の特例計画の提出期限の延長

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年延長して、令和6年3月31日までとなります。

なお、特例制度の適用期限は変更がなく、令和9年12月31日までとなります。

その他

■財産債務調書制度の見直し

財産債務調書の提出範囲が広がりました。所得がない人でも財産の価額が10億円を超える人は、従来の提出義務者に加えられることになります。

なお、提出期限は3月15日から6月末に延長されます。令和5年分の財産債務調書から適用されます。

■電子取引の電磁的記録の保存義務化の猶予措置

電子取引の取引情報の電磁的記録の保存に関し、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行う電子取引について保存要件に従って保存することができなかったとしても、電子取引の記録を出力書面で保存することで運用上は認められることとなります。

令和4年1月1日から施行される電子帳簿保存法の電子取引に関する保存要件については、実務上対応が難しいとの意見が多かったことへの対応です。実務に対して、最も影響が大きい改正と思われます。

☆記事内容についてのお問合せは...

TIS税理士法人

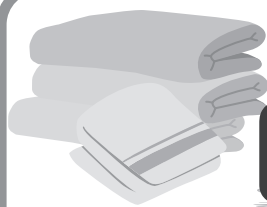
税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

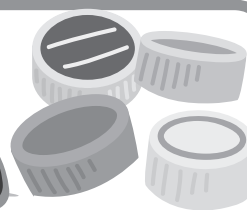
HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会



未使用タオル

未使用タオル 回収協力をお願い



エコキャップ



社会貢献委員会
委員長
松崎 顕治

社会貢献委員会では、毎年12月に各支部ご協力のもと「未使用タオル」回収運動を実施し、回収後は取りまとめて社会福祉法人足立区社会福祉協議会を通じて区内社会福祉施設へ寄贈しております。本年も、12月中旬まで支部の社会貢献委員が中心になり、回収を行う予定です。

皆様の会社にあります「未使用タオル」を是非この機会に提供していただければ幸いに存じます。回収運動へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

尚、オールシーズン回収しているエコキャップについては、会員企業において回収箱を設置して回収し、洗浄・乾燥等を行なった上で提出していただいております。

提出後は取りまとめて足立区役所計画課資源化推進係へ寄贈しております。

今後も会員皆様のご協力を賜り、活発な社会貢献活動に邁進して参りたいと存じます。何卒宜しくお願い申し上げます。

会員企業
(回収)

法人会
(取りまとめ)

足立区
社会福祉施設

従業員の退職金準備は 東法連特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由!

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手続で加入できます

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいております。

資料請求・
お問い合わせは

TTK

公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikeio.or.jp/>



『西新井法人会報』 広告募集!



掲載料金・スペース

一 枠 (天地 50mm×左右 83mm)	¥10,000 [1回]
二 枠 (天地 50mm×左右175mm)	¥20,000 [1回]
A4 タテ (天地297mm× 左右210mm)	¥100,000 [1回]

※掲載は、4回単位になります。

※掲載に関しては、広報委員会において、広告内容を審議した上で、掲載を決定致します。

※左記は全て消費税込みの金額となります。



区民葬・互助会葬より 低価格!

テレビでおなじみ「安心プラン」でのご葬儀!!

1日葬 198,000円からのプランをご用意しております。

西新井会館へのご案内

日本典礼 西新井会館ご案内図

●お車
 ■環七江北陸橋より尾久橋通り北へ約3分
 ■首都高速川口線扇大橋 足立入谷より約10分
 ●電車・バス
 ■舎人ライナー西新井大師西駅 西口より徒歩2分
 ■東武伊勢崎線西新井駅西口より
 東武バス血沼循環 国際興業バス 赤羽駅東口行き
 東武バス 鹿浜都市農業公園行き
 西新井大師西駅 下車徒歩約1分

日本典礼 イメージキャラクター 浅香光代 先生

0120-210-500

年中無休 24時間対応・相談無料

弊社のホームページで詳しくご紹介しております。

日本典礼 検索

初心者の方、経験者の方、どちらも歓迎!!

WAKABA GOLF SCHOOL & GOLF SHOP

インドアゴルフスクール/ゴルフショップ
シャフト、グリップ交換

定休日/火曜日

東京都足立区谷在家2-12-3 TEL. 03-5837-4344

わかばケアセンター

居宅介護支援・訪問介護・デイサービス

地域密着の介護ネットワーク

足立区内に8拠点の安心サポート体制

- 事業所一覧
- デイサービスわかば
- わかばケアセンター五反野
- わかばケアセンター大谷田
- わかばケアセンター六町
- わかばケアセンター扇
- わかばケアセンター竹の塚
- わかばケアセンター綾瀬
- わかばケアセンター西新井
- わかばケアセンター伊興

TEL03-5809-6202

一字を大切にしています。

- 取材、原稿整理、校正、レイアウトから印刷・製本・発送まで。
- 出版業務では、東販・日販などを通じての全国書店販売も承っております。
- 小説、評論、自分史、会社記念史、学校記念史、各種報告書、各種カタログ、社内報、地域報など。

株式会社 のべる出版企画 ☎03-3896-6506

〒123-0864 東京都足立区鹿浜 3-4-22 のべるリージョン 2F

http://www.novelsyuppan.com

Email: novel-syuppan@nifty.com

原稿作成、出版、印刷、校正、レイアウトのことなら、
のべる におまかせください。

さくら観光バス株式会社

～記憶に残る旅のお手伝い～

大型観光バス 8台保有

36席×1台 夜行移動に最適!!

40席×4台 少し余裕を持った座席間隔

45席×3台 サロン席ならやっぱりこれ!!

※全車充電用コンセント/Free Wi-Fi 搭載

〒121-0831 東京都足立区舎人 1-21-15

TEL: 03-5647-6139

FAX: 03-5647-6539

E-mail: info-t@sakura-kankou.jp



一般社団法人 東京法人会連合会

会員
限定

東京国税局協力 決算法人説明会 動画配信

前年度に引き続き、令和3年度税制改正等について、東京国税局協力のもと、法人税・源泉所得税・消費税・インボイス制度について動画でわかりやすく解説いたします！

※動画で使用している資料も掲載しております。



東法連HP

<https://www.tohoren.or.jp/>

視聴期間

令和4年6月末まで

掲載場所

東法連HP内「会員専用ページ」をクリック！

※ID・パスワードが不明な場合、法人会事務局まで問い合わせください。

会社の決算・申告の実務について



視聴時間
約33分

東京国税局 課税第二部 法人課税課
審査指導第1係 岡松 国税実査官

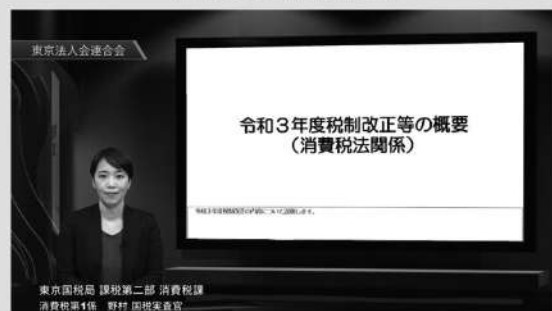
源泉所得税について



視聴時間
約19分

東京国税局 課税第二部 法人課税課
源泉所得税審査指導係 猪俣 国税実査官

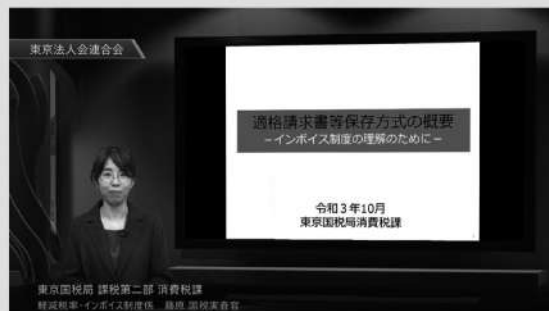
令和3年度税制改正等の概要 (消費税法関係)



視聴時間
約10分

東京国税局 課税第二部 消費税課
消費税第1係 野村 国税実査官

適格請求書等保存方式の概要 ーインボイス制度の理解のためにー



視聴時間
約40分

東京国税局 課税第二部 消費税課
軽減税率・インボイス制度係 藤原 国税実査官



03-3357-0771



info@tohoren.or.jp





新職員紹介

西新井法人会事務局 新藤広一朗

本年3月22日付で西新井法人会事務局に入局させていただきました新藤広一朗です。出身地は埼玉県で、運転はあまり得意ではありませんが、さいたま市緑区の方から車にて通勤しています。出不精なもので休日は自宅で動画鑑賞をしている事が多いので、もし皆様方のお勧めの観光地等ございましたらお教えいただけると幸いです。

時世がコロナ禍ということもあり、些か顔を合わせづらい面もありますが、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

「とことん足立企業紹介サイト」終了のお知らせ

2015年より皆様に利用頂きました「とことん足立企業紹介サイト」ですが、2022年3月末をもってサービスを終了とさせて頂きました。ご愛用誠にありがとうございました。



専門知識を持ったスタッフが責任を持って担当させていただきます!

得洗隊

BODY CORTING とくせんたい

とくせんたい足立店 ((株)東京ユーボス内)
〒121-0836 東京都足立区入谷5-15-13
営業時間 9:30~20:00

0120-117-899



低価格 迅速 丁寧

車のコーティング・クリーニングのことならプロにお任せ!



ワールド観光バス(株)

小型バスから～大型バスまで

平成23年、公益社団法人日本バス協会は[SAFETY BUS]〈貸切バス事業者安全性評価認定制度〉をスタートさせました。厳しい条件を満たした会社だけに[SAFETY BUS]が発行されます。

きめこまやかな社員教育で安心、安全、快適なバスの旅を提供する為に取り組んでいます。

当社にも23年12月、認定証番号 11-0207でシンボルマークのステッカーが交付されました!



本 社 〒123-0862 東京都足立区皿沼1-13-3
電 話 03(3897)2809 FAX 03(3897)2830
営業所 東京・品川・埼玉・神奈川
ホームページ <http://www.worldbus.co.jp/>



消費税

知っていますか？インボイス制度

適格請求書発行事業者の登録申請を受付中！

＼登録を予定されている方／

もう
始まっています！

**多くの事業者の方が登録申請をされて
ます！**

**早めの登録を受けることで、取引先
へのお知らせがスムーズに！**

- 令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。
- インボイスを発行するためには、登録申請が必要です。
- 登録を受けると、税務署から登録年月日や登録番号などが通知されます。



登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！

- ☒ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- ☒ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！
電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。



インボイス制度が

始まったら
どう変わるの？

インボイス制度説明会
申込受付中！

その疑問に
お答えします！

🔊 オンライン説明会を開催中！

職員が制度の説明をいたします。
毎週開催！随時、申込受付中！質問もチャットで受付！



🔊 全国の国税局・税務署でも説明会を開催！

オンラインが苦手な方も安心！
各国税局HP又は最寄りの税務署までお問合せください。
※各国税局HP内の「税に関する情報」のインボイス制度説明会をご参照ください。

説明会に
に関する情報



🔊 説明会に参加できない方は、動画で確認！

スマートフォンやパソコンから過去の説明会の動画をご覧
いただけます。

インボイス制度について詳しく知りたい

国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要、Q&Aや申請手続
に関する情報を掲載しています。

※インボイス制度に関する申請書等を書面で提出される場合は、「インボイス制度特
設サイト」から所轄のインボイス登録センターを確認し、送付してください。

インボイス制度
特設サイト



インボイス制度についての一般的なお問い合わせ

軽減・インボイス 電話番号 0120 - 205 - 553 (無料)
コールセンター 受付時間 9:00 ~ 17:00 (土日祝除く)

納税証明・評価証明の申請には 電子申請 をご活用ください!

※納税義務者本人からの申請が対象です。(代理人申請不可)



自宅やオフィスのパソコンから

「東京共同電子申請・届出サービス」を利用して申請・手数料納付が出来ます!

■ 交付申請が可能な証明

- ・ 納税証明 (車検用納税証明は除きます。)
- ・ 滞納処分を受けたことのないことの証明
- ・ 酒類製造販売の免許申請のための証明
- ・ 23 区内の固定資産 (土地・家屋) 評価証明

■ 注意事項

- ・ パソコンから申請してください。(Windows のみ、スマートフォン・タブレット端末不可)
- ・ 個人申請では、マイナンバーカードと IC カードリーダーが必要です。
法人申請では、各種電子証明書と IC カードリーダー (IC カード型証明書の場合) が必要です。
- ・ 証明は普通郵便にて送付します。(速達・書留等の郵送オプションには対応しておりません。)

申請可能な証明の種類や詳細な手続 Q&A については、
主税局ホームページをご確認ください。



主税局 HP

1 時間まで 無料。お気軽にどうぞ!!

法人会の 法律相談



1. 申し込み方法

- (1) 東京法人会連合会 事業課 あて電話で申し込んでください。
TEL : 03-3357-0771 (土・日・祝日を除く午前9時~午後4時)
- (2) その際、①所属法人会名 ②法人名 ③相談者名 ④連絡先電話番号をお知らせください。
- (3) 申し込み状況によってはお断りする場合があります。
- (4) 申し込み後、別途、下記担当法律事務所あて電話のうえ相談日時等を打ち合わせてください。その際、必ず「東京法人会連合会の法律相談」利用の旨を教えてください。
- (5) 相談日時は毎週月曜日から金曜日まで (祝日は除く) の午前 10 時・11 時および午後 2 時・3 時・4 時です。

2. 利用できる方

都内各法人会の会員企業および経営者等。(同一会員の相談は月 1 回に限らせていただきます。)

3. 相談内容

法律全般。(相続等会社業務以外の相談も可。)

4. 担当法律事務所

成和パートナーズ法律事務所 (令和 2 年 1 月 6 日 羽野島法律事務所から名称変更)
港区西新橋 1 丁目 20 番 3 号 虎ノ門法曹ビル 501 号
TEL : 03-3592-0541 FAX : 03-3592-0543

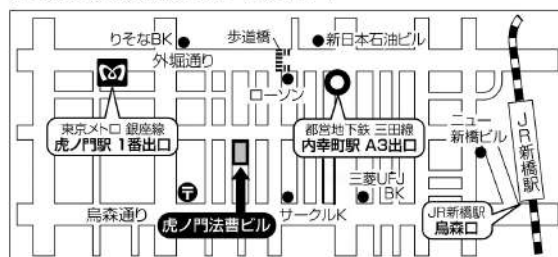
5. 相談場所

左記法律事務所

交通 : 地下鉄 都営三田線「内幸町」駅 (A3 出口) 徒歩 3 分
東京メトロ 銀座線「虎ノ門」駅 (1 番出口) 徒歩 5 分
JR「新橋」駅 (烏森口) 徒歩 7 分

6. その他

- 無料相談時間は 1 時間までです。
(東京法人会連合会が負担します。)
- 時間を超えて相談される場合は相談者の負担となります。
- 料金は延長 30 分ごとに、5,000 円 (別途消費税) です。
その場で実費をお支払いください。



◇お問い合わせ先 (一社) 東京法人会連合会 TEL: 03-3357-0771

安全運転管理者の皆様！

令和4年4月1日までに導入

- ① 「運転しようとするドライバー」と「運転を終了したドライバー」に対し、酒気帯びの有無について、「目視等」で確認すること。
- ② 「目視等」で確認した内容を記録し、その記録を1年間保存すること。



飲酒チェックしていますか？

令和4年10月1日までに導入

- ① 「運転しようとするドライバー」と「運転を終了したドライバー」に対し、酒気帯びの有無について、「目視等」で確認することに加え、「アルコール検知器」を用いて確認すること。
- ② 「目視等」と「アルコール検知器」で確認した内容を記録し、その記録を1年間保存すること。
- ③ 「アルコール検知器」を常時有効に保持すること。



交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載！

警視庁
公認サイト

TOKYO SAFETY ACTION

<https://www.safetyaction.tokyo/>

西新井警察署 交通課 03-3852-0110(4132)



今 あなたの力が必要です

消防団員募集！



消防団は、自営業や会社員、学生や主婦などで組織されている消防機関です。地域に密着している消防団は、災害活動や住民の方への防災指導など安全・安心な街づくりの実現に欠かせない存在です。

◆入団の条件は、18歳以上の健康な方、西新井消防団の区域に居住、勤務、通学している方

首都東京を守る消防団



西新井消防団HP

入団に関する問合せ先 西新井消防署 警防課防災安全係 03-3853-0119

西新井消防署からのお知らせ



令和4年10月より、消防出張所のFAXの使用を順次廃止します。

自衛消防訓練等の通知は、電子申請をご利用ください。

電子申請に関することは、西新井消防署ホームページで確認できます。



西新井消防署HP



電子帳簿保存法の改正について (令和4年1月1日施行)

東京税理士会 西新井支部
税理士 ● 西田 由香

経済社会のデジタル化をふまえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(以下、電子帳簿保存法という)」の改正等が行われ(令和4年1月1日施行)、帳簿書類を電子的に保存する際の手続き等について、抜本的見直しが行われました。

電子帳簿保存法上の区分を3つに分けて説明します。

①電子帳簿等保存

会計システム等で作成した帳簿や決算関係書類、自己が発行した取引関係書類(控)を電子データで保存する場合には「電子帳簿等保存」となります。

②スキャナ保存

請求書等、書面の取引関係書類をスキャナ等で読み取り、画像データで保存する場合には「スキャナ保存」となります。令和4年1月1日より、事前承認や適正事務処理要件が廃止され、より手軽にスキャナ保存に取り組めるようになります。

③電子取引

取引日が令和4年1月1日以降の電子取引でやり取りされる電子データの請求書等(電子取引データ)については、電子取引データのまま保存することになります(電子取引)。これは、法人税申告・所得税申告を行う全ての企業・個人事業主に適用され、電子取引データの取り扱いが大きく変わりますので、注意が必要です。

押さえておきたい改正ポイント

①事前承認制度の廃止

税務署長の事前承認制度が廃止。現行の運用開始3カ月前までの申請が不要になり、電子帳簿保存法に対応した会期ソフトやスキャナ等を導入次第、電子保存を開始できるようになりました。

②タイムスタンプ要件の緩和

タイムスタンプ付与期間が3営業日以内から最長2カ月+7営業日以内にまで緩和。また、スキャニング時の自署が不要。訂正または削除のログを確認できるシステムを利用した場合、タイムスタンプが不要。

③検索要件の緩和

検索要件が「取引年月日」「取引金額」「取引先」の3つのみに変更。ダウンロードの求めに応じる場合には、範囲指定及び項目を組み合わせて条件設定できる機能の確保が不要。

④スキャナ保存後原本の廃棄が可能

相互牽制・定期検査及び再発防止策の整備の要件が廃止。スキャナ保存後、書面とデータの同等確認を行えば、すぐに書面原本を破棄できます。

⑤電子取引データの書面保存が廃止

電子取引の情報を書面で出力して電子データの保存に代えることができなくなります。電子取引の情報は電子データでの保存が義務化され、違反すると青色申告承認の取消対象となり得ます。※令和5年12月31日までの宥恕措置あり。

⑥不正に厳しい措置重加算税+10%

保存要件が緩和される代わりに、不正に対して厳しい措置が整備されます。電子データに関連して改ざん等の不正があった場合には、通常の重加算税の税率にさらに10%が加算されます。

今回の改正により緩和されたことのほうが多くみられますが、電子取引に関しては全ての企業・個人事業主にかかわることになりますので、ご注意ください。

御存知ですか？ こんな有意義な説明会が、行なわれています。

決算法人説明会

法人税、消費税の決算時のチェックポイントを東京税理士会西新井支部の税理士が説明します。

月 日	時間	場所
令和4年6月16日(木)	14:00~16:00 16:10~16:40 ※1	法人会館
8月25日(木)	14:00~16:00	
	16:10~16:40 ※1	

新設法人説明会

法人設立時の税務手続、源泉徴収のしかた、及び消費税等について、西新井税務署の担当者が説明します。

月 日	時間	場所
令和4年7月14日(木)	14:00~16:00 16:10~16:40 ※1	法人会館
9月15日(木)	14:00~16:00	
	16:10~16:40 ※1	

※1 上記説明会に付随して、インボイス説明会を開催します(事前予約制)

※2 受講料、テキスト代は無料です。 ※3 上記日程については、急遽変更になる場合もありますので、ご了承ください。

催しものインフォメーション

5月		
日付	内容	場所
30日(月)	第46回通常総会	法人会館

6月		
日付	内容	場所
1日(水)	広報委員会	法人会館
2日(木)	源泉部会役員会	法人会館
2日(木)	源泉部会第1回研修会	法人会館
3日(金)	サービス事業委員会	法人会館
3日(金)	収益事業推進会議	法人会館
7日(火)	社会貢献委員会	法人会館
10日(金)	研修委員会	法人会館
20日(月)	厚生委員会	法人会館
21日(火)	総務委員会	法人会館
23日(木)	税制委員会	法人会館

7月		
日付	内容	場所
3日(日)~4日(月)	第43回西新井法人会一泊研修会	秋保温泉
8日(金)	源泉部会役員会	法人会館
20日(水)	財務委員会	法人会館
21日(木)	ブロック長会	法人会館
21日(木)	支部長会	法人会館

8月		
日付	内容	場所
2日(火)	税制委員会	法人会館
4日(木)	第185回定例理事会	法人会館
16日(火)~22日(月)	令和4年度「第一回成人病検診」	法人会館
23日(火)	社会貢献委員会	法人会館

※コロナウイルスの蔓延により、多くのイベントや会議が中止又は延期せざるをえなくなりました。

準備等に携わっていただきました皆様、大変残念ですが延期になった際にはご協力の程よろしくお願い申し上げます。



「愛恵学園と関原の森」

Vol.266

「愛恵学園」は、キリスト教の日本メソヂスト協会の社会福祉施設として、明治16年に台東区に設立された私立の美以美尋常高等学校が前身です。

関東大震災後、足立区関原に移転され、創設者であるアメリカ人宣教師のミス・M・A・ペイン先生が昭和37年まで園長として再建を任されました。

その後、60年間に渡る「愛恵学園」の活動が使命を終えたことから、足立区が土地と建物を取得し、「愛恵学園」の功績を残すとともに、関原地区の街づくりのシンボルとして、愛恵学園の3棟の園舎を残し「関原の森」として保存整備しました。

ちなみに、大正10年生まれの私の母も「愛恵学園」幼稚園に通い、学びました。

(梅田第一支部 永田 一雄)



コロナ禍で

今年もコロナで始まりコロナで終わるのだろうかと不安な毎日を過ごしています。

マスクもいつまでしなくてはいけないの?などとマイナス思考に傾く日々ですが、そんな中、ちょうど家の前が通学路なのか毎朝小学生の元気な声、姿を見て元気をもらっています。

一日でも早くコロナが終息しますようにと祈る毎日です。



(梅田第一支部 広報委員 杉本 みずえ)



風景画・風景写真

募集中

会員の皆様から『西新井法人会報』の表紙を飾る風景画・風景写真を募集しています!



法人会員の税務無料相談室

法人会では、東京税理士会西新井支部にお願いして、会員のあらゆる税の相談、記帳指導の相談室を開設いたしております。お気軽にご利用ください。

毎週一回、予約制により、待ち時間のないよう実施しています。あらかじめ電話で予約してください。

栗原3丁目10番19号 東武大師前サンライトマンション103号
東京税理士会西新井支部 (西新井税務署隣り)

TEL (3889) 4608~9

第266号 令和4年5月10日

発行 一般社団法人 西新井法人会

足立区栗原 三丁目10-16 TEL (3852) 2511
http://www.tohoren.or.jp/nishiarai/

編集 広報委員会

印刷所 株式会社 Label Innovation

埼玉県蓮田市関戸 760-1 2F TEL 048(878)9171

一般社団法人西新井法人会
相談役・女性部会顧問
(第2代女性部会長)

北橋 京子氏

ご逝去 享年 95歳



北橋京子氏は、去る令和4年3月14日ご逝去されました。

北橋京子氏は、昭和54年～平成5年婦人部会副部会長(理事)
平成5年～平成9年女性部会部会長(常任理事)

※平成7年より女性部会に名称変更

平成9年～令和4年まで本部相談役・女性部会顧問を務められ、43年もの間当会の組織や、女性部会の充実強化にご尽力されました。

平成7年: 社団法人東京法人会連合会より永年勤続功労表彰、

平成7年: 西新井税務署長より感謝状、

平成11年: 西新井税務署長より表彰状、

等数々受彰され納税功労に対し尽力されました。

改めて、氏の生前の法人会へのご功績並びに各界へのご功績に対しまして感謝申し上げますとともに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

一般社団法人西新井法人会
相談役・女性部会顧問
(第4代女性部会長)

梶 富美子氏

ご逝去 享年 91歳



梶富美子氏は、去る令和4年2月9日ご逝去されました。

梶富美子氏は、昭和52年～平成13年副支部長

昭和56年～平成5年婦人部会監査役

平成5年～平成13年女性部会副部会長(理事)

※平成7年より女性部会に名称変更

平成13年～平成19年女性部会長(常任理事)

平成19年～令和4年まで本部相談役・女性部会顧問を務められ、44年もの間当会の組織や、女性部会の充実強化にご尽力されました。

昭和63年: 西新井法人会より会員増強功労表彰、

平成11年: 社団法人東京法人会連合会より永年勤続功労表彰、

平成14年: 西新井税務署長より感謝状、

平成16年: 西新井税務署長より表彰状、

平成17年: 足立区長より表彰状、

等数々受彰され納税功労に対し尽力されました。

改めて、氏の生前の法人会へのご功績並びに各界へのご功績に対しまして感謝申し上げますとともに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

一般社団法人西新井法人会
元常任理事・監事

浅井 正夫氏

ご逝去 享年 79歳



浅井正夫氏は、去る令和4年2月22日ご逝去されました。

浅井正夫氏は、昭和58年～平成13年副支部長

平成13年～平成15年厚生副委員長

平成15年～平成17年サービス事業副委員長

平成17年～平成21年厚生副委員長(理事)

平成21年～平成25年第6組織委員長(常任理事)

平成25年～平成27年まで監事(理事)を務められ、

33年もの間当会の組織や、福利厚生制度の充実強化にご尽力されました。

平成11年: 社団法人東京法人会連合会より永年勤続功労表彰、

平成17年: 西新井税務署長より感謝状、

等受彰され納税功労に対し尽力されました。

改めて、氏の生前の法人会へのご功績並びに各界へのご功績に対しまして感謝申し上げますとともに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。



法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。
想いをつないで50年。これからも会員のみなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で会員のみなさまをお守りしてまいります。



 **大同生命保険株式会社**

上野支社/
東京都台東区東上野1-14-4(野村不動産上野ビル6F)
TEL 03-3831-7050

 **AIG損害保険株式会社**

東京第二プロチャネル営業部/
東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)
TEL 03-6894-9110

SINCE
1970

不動産の
プロフェッショナルとして
最適な
ライフステージを
ご提供



賃貸

売買

事業用

管理

不動産コンサルティング

創業1970年、足立区の不動産に特化し、地域に密着した不動産会社ならではの対応、情報の提供に努めております。足立区の不動産情報なら、まさひろ商事不動産におまかせください。

賃貸・売買仲介・管理だけでなく総合的な不動産コンサルティングを行い、インターネットを最大限に利用しています。



地域密着経営。足立区の不動産のことなら

まさひろ商事不動産(株)

まさひろ商事

検索

谷在家駅より徒歩5分

足立区谷在家1-8-12 まさひろ商事ビル1F

03-3890-8314